

広島県選挙管理委員会告示第二十六号

昭和五十三年広島県選挙管理委員会告示第三十三号（農業委員会委員選挙における不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十年五月一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

「第五十五条第二項」の下に「及び第四項」を、「老人ホーム」の下に「、原子爆弾被爆者養護ホーム」を加え、「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者支援施設」に改める。